

参考資料 3 : OIE コード改正案の概要 (2013年8月16日コメント締切)

章 名	改 正 概 要
利用者ガイド	<ul style="list-style-type: none">● 利用者ガイドの目的について「動物及び動物製品の国際貿易に動物衛生措置を適用する場合に、加盟国の獣医当局が陸生コードを利用することを支援すること」から「陸生コードの利用をどのように利用するかに関して加盟国の獣医当局に助言すること」に修正。利用者ガイドの対象をアニマルウェルフェアや獣医公衆衛生にまで拡大 (A1)。● 陸生コードの基準は「病原体の早期発見、通報及び管理並びに動物及び動物製品の国際貿易を通じたそのまん延を予防する措置を設定する場合に、加盟国獣医当局によって利用されるものとする」と規定。アニマルウェルフェア等を目的とするその他の措置については、このような規定はない (A2)。● 第1部 (動物疾病診断、サーベイランス及び通報) の基準は「OIE への通報手続きを含む、病原体の診断、サーベイランス及び通報のための措置、国際貿易のための検査並びに国又は地域の衛生ステータス評価の手順の実行を意図している」と記載 (B3)。● 第2部 (リスク分析) の基準は「OIE の貿易基準がない場合又は既存の OIE 貿易基準よりも厳格な輸入措置を正当化するために輸入国が利用される輸入リスク分析の実行を意図している」と記載 (B4)。● 第3部 (獣医サービスの質) の基準は、「獣医法規を含む高度な獣医サービスを確立、維持及び評価することを意図している」、「加盟国の獣医サービスによる、動物衛生、アニマルウェルフェア及び獣医公衆衛生を向上させるというそれぞれの目的の達成並びにその国際獣医証明書の信頼性の確立及び維持を支援する」と記載 (B5)。● 第4部 (一般的勧告：疾病の予防及び管理) の基準は「徹底した個体識別、トレーサビリティ、ゾーニング、コンパートメントの設定、死亡動物の廃棄、消毒、殺虫及び一般的衛生予防などの病原体の予防及び管理のための措置の実行を意図している」と記載 (B6)。● 第5部 (貿易措置、輸出入手続き及び獣医証明) の基準は「貿易、特に獣医証明並びに、とりわけ WTO 加盟国の輸出国、経由国及び輸入国が行う措置の一般的衛生措置の実行を意図している」と記載 (B7)。● 第6部 (獣医公衆衛生) の基準は「加盟国が公衆衛生上の目的の達成を支援するための動物生産システムにおける予防措置の実行を意図している」「と畜前・と畜後の検査、飼料の危害管理、動物生産レベルのバイオセキュリティ及び動物における抗菌剤耐性の管理が含まれる」と記載 (B8)。● 第7部 (アニマルウェルフェア) は「生産、輸送及びと畜又は殺処分レベルのそれを含むアニマルウェルフェア措置の実行を意図している」「追加基準は、野犬群管理及び動物の研究・教育への利用のアニマルウェルフェアに対処している」

第 4.X 章 動物疾病管理の 一般原則（新規）

* 別添仮訳参照

と記載（B9）。

- 第 8 部から第 15 部（個別疾病の部）の基準は「貿易産品の特性、輸出国、地域又はコンパートメントの動物衛生ステータス、それぞれの産品に適用されるリスク軽減措置を考慮して、OIE リストの疾病、感染症又は外寄生の病原体が、輸入国に侵入するのを予防することを意図している」「当該病原体が輸入国に存在しない又は管理もしくは撲滅プログラムの対象になっていることを仮定している」と記載（B10）。
- 疾病発生の通報は、「OIE 組織規程による加盟国の義務である」「リスト疾病及び新興疾病のみが義務的通報の対象であるが、加盟国は、疫学的に重要な動物衛生上の事象に関する情報を OIE に提供することが奨励される」と記述（C1）。
- 疾病管理プログラムで考慮すべき原則について規定。
- 動物疾病管理の目標について「疾病によっては、撲滅が経済学的又は現実的に実現不可能な場合もあり、（疾病の撲滅を目標とするのではなく）疾病影響の持続的な軽減を（目標として）選択することが必要な場合もある。」と記述（第 1 条）。
- 疾病管理プログラムに含むべき要素として「疾病状況の記述」「疾病影響（動物及び公衆衛生、食品安全、食料安全保障及び社会経済に対する影響）及びこれらが利害関係者の間でどのように分配されているか」「利害関係者の帰属意識、関心の程度及び関与」を記述（第 2 条）。
- 疾病管理プログラムの目標及び目的について「管理プログラムの目標は明確化されるものとする。」「当該プログラム目標の達成に結び付く具体的な目的及び指標が設定されるものとする。」と規定（第 3 条）。
- プログラム計画について「獣医当局は、利害関係者と協力して、当該プログラムの目標に基づく計画を作成するものとする。」「最も適切な治療処置の選択を決定するには、費用便益的考察が考慮されるものとする。」「当該プログラムには、適用されている治療処置の有効性を評価し、認識の相違を同定し、目標を調整する継続的な再検討プロセスが含まれるものとする。」「当該プログラムは、さまざまな利害関係者内の費用と便益の配分を考慮し、プログラム活動への利害関係者の参加を制限する要素を理解するものとする。」「疾病管理プログラムは、動物の所有者の生計及び福祉に影響を与える非金銭的要因（社会的、文化的、宗教的要因等）を考慮するものとする。」と規定（第 4 条）。
- プログラムの実施計画について「疾病管理プログラムは、効率的で効果的な獣医サービス及び所有者又は生産者の参加に基礎をおくものとする。」「当該プログラムは、政治的支援並びに政府及び民間利害関係者の拠出を含む持続可能な財源を有するものとする。」「疾病管理プログラムは、有効な法律によって支持されているものとする。」「いかなる場合であっても、当該プログラムを監視する全体的責任は、獣医当局にある。」「疾病管理措置の適用の管理は、標準作業手順書に従う

第6.10章 動物に対する抗菌性物質の使用による抗菌剤耐性のリスク分析

ものとする。」「疾病管理プログラム活動の基盤は、治療処置適用のための優先事項及び対象に関するガイダンスを提供する効果的なサーベイランスシステムである。」「当該プログラムは、適切な能力及び資格を有する診断施設によって支援されるものとする。」「ワクチン接種それだけでは普通望まれる結果を達成することはない。」「感染動物とワクチン接種動物とを区別する実証された戦略（DIVA）が利用可能な場合には、その利用が考慮されるものとする。」「多くの疾病は、越境性動物疾病とみなされ、地域的な管理アプローチを必要とする。」「利害関係者が、当該プログラムの作成、計画、実施、管理及び修正に関与するものとする。」と規定（第5条）。

- 緊急事態への備えとコンティンジェンシープランについて「加盟国は、リスト疾病及び新興疾病への即応対応のための緊急事態への準備とコンティンジェンシープランを講じておくべきものとする。」「緊急時の対応計画は、先進的なもので、演習によって検証され、法的枠組みの中に組み込まれているものとする。」「運営費用及び損失補償に適用される緊急基金が利用できるものとする。」「必要に応じて、指揮命令系統並びにすべての主要な参加者及び関連援助サービスとの調整が適切に確立されているものとする。」「当該プランは、簡単で、実施可能なものであるものとする。それは、文書化され、検証され、定期的に更新されるものとする。」「疾病確認の通報は、適切な省、取引相手、利害関係者に直ちに送付されるものとし、一般国民があまり入手可能なものであるものとする。」「疾病の公式確認後には、当該汚染施設の周囲に管理区域を設定することができる。」「農家の協力を確保するためには、適切な補償メカニズムが必要である。」「特に越境性動物疾病に対しては、当該プランが地域レベルで調整されていることが重要である。」と規定(第7条)。
- 疾病管理プログラムの再検討について「当該プログラムには、適用された治療処置の有効性を評価し、認識の相違を確認し、目標、目的及び方法又は必要な活動を調整するための継続的再検討プロセスが含まれているものとする。」と規定（第8条）。
- 序論として「抗菌剤耐性に関する問題は、人及び人以外の使用を含むあらゆる環境での抗菌性物質の使用と本来関連している。しかしながら、抗菌性耐性の出現又は汎発は、抗菌性物質の使用以外の要因により発生又は影響されることがあり得る。」「治療及び非治療の目的で動物に抗菌性物質を使用することは、病原性微生物の耐性株の発現を通じて、動物及び人の医療におけるその有効性を減少させ得る。このリスクは、一つ又は複数の抗菌性物質の治療有効性の喪失として象徴される。」と記述（第1条）。
- 本章の目的に関連して「人以外の物に対する抗菌性物質の使用に関連する食品媒介性抗菌剤耐性の課題に関する指針は、コーデックス委員会の食品媒介性抗菌剤耐性リスク分析ガイドライン（CAC/GL77-2011）が適用される。」と規定（第1

条-2)。

- リスク分析のプロセスに関連して「本章に規定されるリスク分析の要素は、危害同定 (hazard identification)、リスク評価 (risk assessment)、リスク管理 (risk management) 及びリスクコミュニケーション (risk communication) である。」
「本章には、リスク分析のプロセスの様々なステップで考慮すべき要素が含まれる。これらの要素は、網羅的なものであることを意図したものではなく、かならずしもすべての要素がすべての状況に適用できるものではない。」と規定 (第 1 条-3)。
- 危害同定に関連して「本章においては、危害とは、特定の抗菌性物質の動物での使用の結果出現する耐性微生物又は耐性決定子である。この定義は、衛生に悪影響を引き起こす耐性微生物の可能性並びに遺伝子の決定子の微生物間での水平移転を考慮したものである。危害が悪い結果を生み出す条件には、人又は動物が抗菌剤耐性病原体に被曝し、病気になり、もはや有効でない抗菌性物質で治療されるというシナリオが含まれる。」と記述 (第 1 条-4)。
- リスク評価で考慮すべき事項に「動物が耐性微生物等に被曝する経路」を追加 (第 1 条-5)。
- リスク評価に関連して「第 2.1 章に規定されるリスク評価の一般原則は、定性的及び定量的リスク評価の両方に同じく適用される。最低限、定性的リスク評価は常に着手されるものとする。」と規定 (第 1 条-5)。
- 人の衛生のリスク分析の侵入評価 (release assessment) に関連して「侵入評価は、動物における特定の抗菌性物質の使用による耐性微生物又は耐性決定子の特定環境への侵入を引き起こすのに必要な生物学的経路を説明する。」と記述 (第 2 条-3)。
- 人の衛生のリスク分析の侵入評価で考慮すべき要素に「場合に応じた、抗菌性物質で治療された動物の生産タイプ (例：肉牛又は乳牛、肉養鶏又は採卵鶏)」「治療動物の性別及び月齢」「抗菌性物質を対象動物群に使用した理由となった感染又は疾病のまん延状況」「抗菌性物質使用の傾向及び農場生産システムの変化に関するデータ」「表示を超えた (extra-label) 又は表示外 (off-label) の使用に関するデータ」「用法・用量 (投与量、投与間隔及び治療期間)」「抗菌性物質の薬物動態学」「動物宿主内で耐性を獲得する可能性の高い病原体のまん延状況」「人の病原体に耐性を移転することが可能な共生細菌」「耐性の直接又は間接移転の経路」「病原特性と耐性との潜在的関連性」「耐性微生物発生に関するデータ」を追加 (第 2 条-3)。
- 人の衛生のリスク分析の侵入評価で考慮すべき要素から「抗菌剤使用の結果、耐性を発現した微生物」を削除 (第 2 条-3)。
- 人の衛生のリスク分析の暴露評価で考慮すべき要素の「人口統計」に「人口下位集団を含む」を挿入 (第 2 条-4)。

- 人の衛生のリスク分析の暴露評価で考慮すべき要素の「食品中の耐性微生物のまん延状況」に「消費又は被曝時点での」を挿入（第2条-4）。
- 人の衛生のリスク分析の暴露評価で考慮すべき要素の「消費時点での汚染食品中の微生物量」に「被曝時点」を追加（第2条-4）。
- 人の衛生のリスク分析の暴露評価で考慮すべき要素の「耐性微生物に汚染された飼料の普及率」の削除と「飼料中の耐性微生物の出現」の追加（第2条-3）。
- 人の衛生のリスク分析の暴露評価で考慮すべき要素から「食品（出前料理、家庭料理）の消費時点」「被曝群及び当該群の下位集団における消費及び食品取り扱い方法の差異」を削除（第2条-4）。
- 人の衛生のリスク分析の影響評価（consequence assessment）で考慮すべき要素に「病原性特性と耐性との潜在的関連性」「医療における抗菌性物質の重要性」を追加（第2条-5）。
- 人の衛生のリスク分析の影響評価で考慮すべき要素から「抗菌剤の信頼性減少による医療行為の変化」を削除（第2条-5）。
- 人の衛生のリスク分析のリスク推定（risk estimation）で考慮すべき要素に「脆弱な人口下位集団（子供、免疫無防備者、老人等）に対する悪影響」「代替抗菌性物質（例：毒性が高いおそれのある代替物）へ変更することによる潜在的影響」の追加（第2条-6）。
- 人の衛生のリスク分析のリスク管理のステップとして「a）リスク査定（risk evaluation）」「b）オプション評価（option evaluation）」「c）実行」「d）監視及び見直し」を規定（第2条-7）。
- リスク査定とは「リスク評価で推定されたリスクと当該加盟国の適切な保護の水準とを比較するプロセス」と定義（第2条-7）。
- オプション評価に関連して「抗菌剤耐性の出現及び拡がりを最小限に抑えるため広範なリスク管理のオプションが利用可能であり、これらには、畜産における抗菌性物質の使用のための実施コードを作成するなど、規制的及び非規制的オプションがある。リスク管理の決定には、これらさまざまなオプションの人の衛生、動物の衛生及びウェルフェアにおける意義を十分に考慮し、経済的事項及び関連する環境課題に配慮する必要がある。対象病原体が抗菌剤耐性も発現している場合には、細菌性動物疾病の有効な管理は、抗菌剤耐性に関連するリスクを減少するという二重の便益がある。」と記述（第2条-7）。
- 実行に関連して「リスク管理者は、当該決定が誰によっていつどのようにして実行されるのかを記述した実行計画を作成

するものとする。所管当局は、適切な規制的枠組み及びインフラを保障するものとする。」と規定（第2条-7）。

- 監視及び見直しに関連して「リスク管理のオプションは、当該目的が達成されつつあることを確保するため、継続的に監視及び見直しされるものとする。」と規定（第2条-7）。
- 人の衛生のリスク分析のリスクコミュニケーションに関連して「すべての関係者のコミュニケーションは、最も早い機会に促進され、リスク分析のすべてのフェーズに統合されるものとする。これは、リスク管理者を含むすべての関係者にリスク管理アプローチのより良い理解を提供する。リスクコミュニケーションは、明確に文書化もされるものとする。」と規定（第2条-8）。
- 動物衛生のリスク分析の侵入評価で考慮すべき要素に「場合に応じた、抗菌性物質で治療された動物の生産タイプ（例：肉牛又は乳牛、肉養鶏又は採卵鶏）」「抗菌性物質を対象動物群に使用した理由となった感染又は疾病のまん延状況」「抗菌性物質使用の傾向及び農場生産システムの変化に関するデータ」「表示を超えた（extra-label）又は表示外（off-label）の使用に関するデータ」「用法・用量（投与量、投与間隔及び治療期間）」「抗菌性物質の薬物動態学」「耐性微生物発生に関するデータ」を追加（第3条-3）。
- 動物衛生のリスク分析の暴露評価で考慮すべき要素のうち「飼料及び動物環境中の耐性微生物のまん延状況」を「飼料及び動物環境中の耐性微生物の発生」に修正（第3条-4）。
- 動物衛生のリスク分析の暴露評価で考慮すべき要素に「動物に使用された抗菌性物質の傾向」「耐性微生物の拡がり」を追加（第3条-4）。
- 動物衛生のリスク分析の暴露評価で考慮すべき要素から「動物からの耐性微生物の播種」「治療法（投与量、投与経路、期間）」「投与量、投与経路、期間」の削除（第3条-4）。
- 動物衛生のリスク分析の影響評価で考慮すべき要素に「病原性特性と耐性との潜在的関連性」「医療における抗菌性物質の重要性」を追加（第3条-5）。
- 動物衛生のリスク分析の影響評価で考慮すべき要素から「抗菌剤の信頼性減少による医療行為の変化」を削除（第3条-5）。
- 動物衛生のリスク分析のリスク推定で考慮すべき要素に「抗菌剤耐性微生物による疾病の追加負荷」「感染症の重篤度の高まりと期間の長期化」「代替抗菌性物質（例：毒性が高いおそれのある代替物）へ変更することによる潜在的影響」「動物衛生及び生産に対する経済的影響と費用の推定」の追加（第3条-6）。
- 動物衛生のリスク分析のリスク管理は、第6.9.7条の規定が適用されることを規定（第3条-7）。

第 8.5 章 口蹄疫

*別添仮訳参照

- 動物衛生のリスク分析のリスクコミュニケーションは、第 6.9.8 条の規定が適用されることを規定（第 3 条-8）
- 章名を「口蹄疫ウイルス感染症」に修正。
- 口蹄疫を「ウシ亜目（ruminantia）」「イノシシ科」及び「フタコブラクダ」の感染症と定義（第 1 条）。その他の偶蹄類動物の口蹄疫ウイルス感染症は、「口蹄疫」の定義から除外。
- 南アメリカのラクダ科動物及びヒトコブラクダは疫学的に重要とはみなされないと明記（第 1 条）。
- ワクチン非接種清浄国の条件とワクチン非接種清浄地域の条件を一本化（第 2 条）。
- ワクチン非接種清浄国・地域の公式認定を取得する場合には、「物理的又は地理的防壁を考慮した」上で当該国・地域への侵入を防止する動物衛生措置を適用することとされていたが、「物理的又は地理的防壁を考慮した」を削除（第 2 条）。
- プロテクションゾーンの設定に当たって「物理的又は地理的防壁を考慮」することを追加（第 2 条）。
- ワクチン非接種清浄国・地域の公式認定を取得する場合の条件のうち、サーベイランスの実施期間並びに早期通報、予防及びコントロールのための取締措置の実施期間を「少なくとも過去 12 カ月」と明記（第 2 条-3）。
- ワクチン非接種清浄国・地域の公式認定を取得する場合の条件に「清浄地域の境界」「プロテクションゾーンの境界及び措置」「ウイルス侵入予防システム」「感受性動物の移動管理」「ワクチン接種動物の導入禁止」が過去 12 か月間適切に実施され、監視されていることを追加（第 2 条-4）。
- ワクチン非接種清浄国・地域の公式ステータスは、「対象動物が、動物の展示又は希少種の保全を一義的目的とした明確に同定された動物であること」「対象動物は適切なバイオセキュリティ措置で他の動物から識別されていること」「対象動物の所属が明確であること」「適切なワクチンが使用されていること」「獣医当局の監視下で実施されること」「接種後 12 カ月間アクティブ臨床サーベイランス下に置かれること」の条件を満たした場合には、仮に緊急ワクチン接種を実施したとしても、影響を受けることがないと規定（第 2 条-4）。動物園動物等へのワクチン接種を想定。
- 2 つのワクチン非接種清浄地域が隣接する場合には、2 つの地域を一つの清浄地域にするか、そうでない場合には、当該地域間の動物の個体識別及び移動管理の詳細を提出しなければならないことを規定（第 2 条-4）。
- ワクチン接種清浄国の条件とワクチン接種清浄地域の条件を一本化（第 3 条）。
- ワクチン接種清浄国・地域の公式認定を取得する場合には、「物理的又は地理的防壁を考慮した」上で当該国・地域への侵入を防止する動物衛生措置を適用することとされていたが、「物理的又は地理的防壁を考慮した」を削除（第 3 条）。
- プロテクションゾーンの設定に当たって「物理的又は地理的防壁を考慮」することを追加（第 3 条）。

- プロテクションゾーンのワクチン接種の対象を「当該国の FMD 疫学に基づき、特定の種から構成される明確な小集団又は全感受性動物の部分集団」のみに限定（第 3 条）。
- ワクチン接種清浄国・地域の公式認定を取得する場合のワクチン接種について「強制的」で「計画的」なワクチン接種でなければならないことを規定（第 3 条-3）。
- ワクチン非接種清浄国・地域の公式認定を取得する場合の条件に「清浄地域の境界」「プロテクションゾーンの境界及び措置」「ウイルス侵入予防システム」「感受性動物の移動管理」が適切に実施され、監視されていることを追加（第 2 条-4）。
- ワクチン接種清浄国・地域からワクチン非接種清浄国・地域へと格上げする場合には、「ワクチン接種中止の予定日をあらかじめ OIE へ通知」し、「24 時間以内に OIE に申請すること」を規定（第 3 条-4）。
- これまでのコンパートメントはワクチン非接種を条件としていたが、「ワクチン接種コンパートメント」が設定可能になり、「強制的な計画的ワクチン接種が実施され、使用されたワクチンが、適正なワクチン株の選定を含む陸生マニュアルに規定される基準を遵守していること」「ワクチン接種計画が詳細に述べられていること」の条件が規定された（第 6 条-2）。
- 封じ込め地域の条件から「最初の発生が同定されていること」を削除（第 8 条-1）。
- 封じ込め地域の条件に「最後に検出された症例への摘発淘汰適用後、最短潜伏期間内に当該封じ込め地域に新しい症例が認められないこと」を追加（第 8 条-3）。
- 封じ込め地域内に封じ込められていなければならない動物の対象が「家畜」及び「拘束野生動物 (captive wild animal)」に限定され、純粋な「野生動物」と「野生化動物 (feral wild animal)」は封じ込め地域内外を出入りしていても問わないことを規定（第 8 条-4）。
- 封じ込め地域内に口蹄疫ウイルスの循環が再発した場合には、封じ込め地域の承認を撤回されることを規定（第 8 条-7）。
- ワクチン非接種清浄国・地域のステータスを回復する場合の条件のうち、緊急ワクチン接種をしたもののワクチン接種動物の殺処分を実施せず、非構造タンパク質に対する抗体の血清学的調査によって回復を目指す場合の待機期間は、最終症例又は最終ワクチン接種後 6 か月とされているが、追加サーベイランスが実施される場合にはこの期間を 3 カ月まで短縮できると規定（第 9 条-1）。
- ワクチン非接種清浄国・地域が、ワクチン接種清浄国・地域としてステータスの回復を受ける場合の待機期間を「摘発淘汰政策が適用されている場合には、最終症例淘汰後、継続的ワクチン接種が適用されてから 6 か月」と規定（第 9 条-2）。
- コンパートメントの設定には 12 カ月間の無病期間が必要であるが、コンパートメント内の全頭淘汰が実施された場合に

は「3カ月」でステータスの回復ができることを規定（第9条-4）。

- ステータスの回復を申請する場合には、条件が満たされたら「すぐに」OIEに申請することを規定（第9条-5）。
- 汚染地域から清浄地域へのと畜場直行動物の肉について「と畜前・と畜後の検査」を条件に追加（第10条）。
- 封じ込め地域から清浄地域へのと畜場直行動物の肉について「と畜前・と畜後の検査」を条件に追加（第11条）。
- 章全体にわたって、清浄国及び清浄地域に課される輸入条件をコンパートメントにも適用。
- ワクチン非接種清浄国・地域・コンパートメントからの家畜反すう動物及び豚の生鮮精液の輸入条件に、供与動物が「当該動物の中に感染の履歴があるものがない人工授精センターで飼養されていたこと」を追加（第15条-1）。
- ワクチン接種清浄国・地域・コンパートメントからの家畜反すう動物及び豚の凍結精液の輸入条件から、人工授精センターの動物のワクチン接種禁止に関する条件を削除（第17条-2）。
- 汚染国・地域からの家畜反すう動物及び豚の凍結精液の輸入条件から、人工授精センターの動物のワクチン接種禁止に関する条件を削除（第18条-2）。
- ワクチン非接種清浄国・地域・コンパートメントから *in vitro* 受精卵の輸入条件のうち、供与動物が当該国・地域・コンパートメントに飼養されていなければならない期間を「採取前少なくとも3カ月」と規定（第20条-1）。
- ワクチン接種清浄国・地域・コンパートメントからの *in vitro* 受精卵の輸入条件のうち、同一施設の動物のワクチン接種禁止に関する条件を削除（第21条-2）。
- ワクチン接種清浄国・地域・コンパートメントからの反すう動物及び豚の肉及び肉製品の輸入条件を一本化（第23条）。
- ワクチン接種清浄国・地域・コンパートメントからの「豚並びに牛及び水牛以外の反すう動物の生鮮肉又は肉製品」の輸入条件を削除（第24条）。
- 強制的で計画的なワクチン接種を含む公式コントロールプログラムを有する口蹄疫汚染国又は地域からの「牛又は水牛の生鮮肉（蹄部、頭部及び内臓を除く。）の輸入条件のうち、牛に関する条件に「水牛」を追加（第25条）。
- 汚染国・地域からの「家畜の反すう動物及び豚の肉製品」の輸入条件を「口蹄疫感受性動物の肉製品」の輸入条件に修正（第26条）。
- 汚染国・地域からの「血粉及び肉粉（家畜及び野生の反すう動物並びに豚のもの）」の輸入条件を「口蹄疫感受性動物の血液及び肉粉」の輸入条件に修正（第29条）。
- 汚染国・地域からの「羊毛、獣毛、剛毛及び生皮（家畜及び野生の反すう動物並びに豚のもの）」の輸入条件を「口蹄疫

第 8.X 章 ブルセラ・アボ
ルタス、メリテンシス及び
スイスの感染症（新規章）

感受性動物の羊毛、獣毛、剛毛及び生皮」の輸入条件に修正（第 30 条）。

- 肉中の口蹄疫ウイルスの不活化法についての規定を「肉製品」にも適用（第 34 条）。
- 反すう動物及び豚のケーシング中の口蹄疫ウイルスの不活化法に「リン酸塩飽和食塩水」への塩蔵を追加（第 41 条）。
- 「OIE 保証口蹄疫公式コントロールプログラム」の条文の場所をサーベイランスに関する条文に挟まれた場所から、サーベイランスに関する条文の前に移動。
- OIE 保証口蹄疫公式コントロールプログラムについて「当該公式コントロールプログラムは、特定の措置が限定された小集団に振り分けられる場合であっても、当該国全域に適用できるものとする。」の規定を追加（第 39 条）。
- 口蹄疫公式コントロールプログラムの OIE の保証を受けるための提出書類に「口蹄疫発生数の削減及び当該国の少なくとも一地域の家畜反すう動物におけるウイルス循環の根絶のためのすべての口蹄疫発生に対する早期通報及び対応」を追加（第 39 条-4）。
- サーベイランスに関する条文の全面的な修正（第 42 条－第 49 条）。
- 「第 11.2 章 牛ブルセラ病」「第 14.1 章 山羊及び綿羊のブルセラ病」及び「第 15.3 章 豚ブルセラ病」を統合し、一本化。
- 本章の「ブルセラ」から「ワクチン株」を除外（第 1 条）。
- 本章の「シカ科」に「ノロ (*Capreolus capreolus*)」を追加（第 1 条）。
- ブルセラ感染の定義のうち「ブルセラが、動物又はその動物に由来する産品から分離され、それと同定された。」を「ブルセラ菌が動物又はその動物に由来する産品から同定された。」に修正（第 1 条）。
- ブルセラ菌感染の定義のうち「ブルセラ感染疫学的証拠がある。」を「ブルセラ感染の確定症例と疫学的関連がある。」に修正（第 1 条）。
- 一般規程から「十分な科学的情報がない場合には、牛特異的間接 ELISA を除く牛を対象とする所定の検査をシカ科動物及びラクダ科動物に適用しても良い。」の記述を削除（第 1 条）。
- 貿易に当たって、ブルセラに係るいかなる条件も課してはならない安全物品のうち「骨格筋、脳脊髄、消化管、胸腺、甲状腺及び副甲状腺並びにこれらに由来する産物」から「第 6.2 章に記載されると畜前及びと畜後の検査を受けた動物に由来することを証明する国際獣医証明書」の添付を求める条件を削除（第 2 条）。
- 「動物のワクチン非接種ブルセラ感染清浄国又は地域」の条件を「ウシ科動物のワクチン非接種ブルセラ感染清浄国又は

地域」の条件に修正（第3条）。

- ウシ科動物のワクチン非接種ブルセラ感染清浄国・地域の条件のうち、ブルセラ感染を報告するプログラムの実施についての条件が削除され、代わって「ブルセラ感染を早期に検出する規制措置」の実施を規定（第3条-1）。
- ウシ科動物のワクチン非接種ブルセラ感染清浄国・地域の条件のうち、ワクチン接種が禁止されている対象動物を「家畜又は捕縛野生動物（captive wild animal）」から「ウシ科動物」に修正。条件として「当該国又は地域に導入される牛科動物が過去3年間ワクチン接種されていないこと。」を追加（第3条-1）。
- ウシ科動物のワクチン非接種ブルセラ感染清浄国・地域の取得条件のうち、過去3年間報告がないことが求められる事象を「ブルセラ感染による流産及びブルセラの分離」から「ブルセラ感染の症例」に修正（第3条-1）。
- ウシ科動物のワクチン非接種ブルセラ感染清浄国・地域の取得条件として「当該国又は地域に導入されたウシ科動物及びその遺伝学的材料が、第8.X.13条及び第8.X.15条から第8.X.17条の勧告を遵守していること。」と規定（第3条-1）。
- ウシ科動物のワクチン非接種ブルセラ感染清浄国・地域の取得条件のうち、ブルセラ清浄性の検査が実施される期間を「過去3年間」と規定（第3条-1）。
- ウシ科動物のワクチン非接種ブルセラ感染清浄国・地域を維持するための条件に、ブルセラ清浄性の検査を除くワクチン非接種ブルセラ感染清浄国・地域の取得条件を満たすことを追加（第3条-2）。
- ウシ科動物のワクチン非接種ブルセラ感染清浄国・地域を維持するための条件のうち、サーベイランスによりブルセラ感染が検出されない期間を「過去5年間」から「連続する2年間」に修正（第3条-2）。
- ウシ科動物のワクチン非接種ブルセラ感染清浄国・地域のステータスは、他のカテゴリーの動物又は野生化もしくは野生動物でのブルセラ感染症の発生によって影響を受けることがないが、その前提条件の「感染源から効果的に隔離されていること」を「感染伝播を予防する効果的な措置が実施されていること」に修正（第3条-3）。
- 「動物のワクチン接種ブルセラ感染清浄国又は地域」の条件を「ウシ科動物のワクチン接種ブルセラ感染清浄国又は地域」の条件に修正（第3条）。
- ウシ科動物のワクチン接種ブルセラ感染清浄国・地域の条件のうち、ブルセラ感染を報告するプログラムの実施についての条件が削除され、代わって「ブルセラ感染を早期に検出する規制措置」の実施を規定（第4条-1）。
- ウシ科動物のワクチン接種ブルセラ感染清浄国・地域の取得条件のうち、過去3年間報告がないことが求められる事象を「ブルセラ感染による流産及びブルセラの分離」から「ブルセラ感染の症例」に修正（第4条-1）。

- ウシ科動物のワクチン接種ブルセラ感染清浄国・地域の取得条件として「当該国又は地域に導入されたウシ科動物及びその遺伝学的材料が、第 8.X.13 条及び第 8.X.15 条から第 8.X.17 条の勧告を遵守していること。」と規定（第 4 条-1）。
- ウシ科動物のワクチン接種ブルセラ感染清浄国・地域の取得条件のうち、ブルセラ清浄性の検査が実施される期間を「過去 3 年間」と規定（第 4 条-1）。
- ウシ科動物のワクチン接種ブルセラ感染清浄国・地域を維持するための条件に、定期検査を除くワクチン非接種ブルセラ感染清浄国・地域の取得条件を満たすことを追加（第 4 条-2）。
- ウシ科動物のワクチン接種ブルセラ感染清浄国・地域を維持するための条件のうち、サーベイランスによりブルセラ感染が検出されない期間を「過去 5 年間」から「連続する 2 年間」に修正（第 3 条-2）。
- ウシ科動物のワクチン接種ブルセラ感染清浄国・地域のステータスは、他のカテゴリーの動物又は野生化もしくは野生動物でのブルセラ感染症の発生によって影響を受けることがないが、その前提条件の「感染源から効果的に隔離されていること」を「感染伝播を予防する効果的な措置が実施されていること」に修正（第 4 条-3）。
- ウシ科動物のワクチン接種ブルセラ感染清浄国・地域のステータスについて「ウシ科動物のワクチン非接種ブルセラ感染症の清浄国又は地域が、そのステータスをワクチン非接種ブルセラ感染清浄国又は地域に変更したい場合には、その国又は地域のステータスは、ワクチン接種の中止後少なくとも 3 年間変更されないものとする。」の規定を追加（第 4 条-4）。
- 新たに「緬羊及び山羊のワクチン非接種ブルセラ感染清浄国又は地域」の条件を規定。条件として「動物のブルセラ感染が届出対象疾病になっていること」「流産材料の診断施設への定期的な送付を含めて、緬羊及び山羊のブルセラ感染の早期検出のための規制措置が実施されていること」「少なくとも過去 3 年間、緬羊及び山羊に対してワクチン接種が行われてなく、導入される緬羊及び山羊が、少なくとも過去 3 年間、ワクチン接種されていないこと」「少なくとも過去 3 年間、緬羊及び山羊でブルセラ感染の症例が報告されていないこと」「導入された緬羊及び山羊並びにその遺伝学的材料が、第 8.X.13 条及び第 8.X.15 条から第 8.X.17 条の勧告を遵守していること」及び「すべての群の定期的及び断続的な検査が、少なくとも過去 3 年間実施され、その検査が、当該国又は地域の緬羊及び山羊の少なくとも 99.9%を代表する群の少なくとも 99.8%でブルセラ感染が存在しないことを立証していること」を規定（第 5 条-1）。
- 緬羊及び山羊のワクチン非接種ブルセラ感染清浄国・地域のステータスを維持するための条件として、定期検査の条件を除くワクチン非接種ブルセラ感染清浄国・地域のステータス取得条件を満たすことのほか、「緬羊及び山羊の定期的及び断続的な検査に基づくサーベイランスプログラムが、第 1.4 章に従い、ブルセラ感染を検出するために実施されていること」「サ

ーベイランスプログラムが、連続する2年間、ブルセラ感染を検出しない場合には、サーベイランスを第1.4章に従い維持してもかまわないこと」を規定(第5条-2)。

- 緬羊及び山羊のワクチン非接種ブルセラ感染清浄国・地域のステータスについて「ブルセラ感染の緬羊及び山羊への伝播を予防する有効な措置が実施されている場合には、緬羊及び山羊のワクチン非接種ブルセラ感染清浄国・地域のステータスは、他の動物カテゴリー又は野生化もしくは野生動物におけるブルセラ感染の発生によって影響を受けることはない。」と規定(第5条-3)。
- 新たに「緬羊及び山羊のワクチン接種ブルセラ感染清浄国又は地域」の条件を規定。条件として「動物のブルセラ感染が届出対象疾病になっていること」「流産材料の診断施設への定期的な送付を含めて、緬羊及び山羊のブルセラ感染の早期検出のための規制措置が実施されていること」「ワクチン接種された緬羊及び山羊が、永続的マークで同定されていること」「少なくとも過去3年間、緬羊及び山羊でブルセラ感染の症例が報告されていないこと」「導入された緬羊及び山羊並びにその遺伝学的材料が、第8.X.13条及び第8.X.15条から第8.X.17条の勧告を遵守していること」及び「すべての群の定期的及び断続的な検査が、少なくとも過去3年間実施され、その検査が、当該国又は地域の緬羊及び山羊の少なくとも99.9%を代表する群の少なくとも99.8%でブルセラ感染が存在しないことを立証していること」を規定(第6条-1)。
- 緬羊及び山羊のワクチン接種ブルセラ感染清浄国又は地域のステータスを維持するための条件として、定期検査の条件を除くワクチン接種ブルセラ清浄国・地域のステータス取得条件を満たすことのほか、「緬羊及び山羊の定期的及び断続的な検査に基づくサーベイランスプログラムが、第1.4章に従い、ブルセラ感染を検出するために実施されていること」「サーベイランスプログラムが、連続する2年間、ブルセラ感染を検出しない場合には、サーベイランスを第1.4章に従い維持してもかまわないこと」を規定(第5条-2)。
- 緬羊及び山羊のワクチン接種ブルセラ感染清浄国・地域のステータスについて「ブルセラ感染の緬羊及び山羊への伝播を予防する有効な措置が実施されている場合には、緬羊及び山羊のワクチン非接種ブルセラ感染清浄国・地域のステータスは、他の動物カテゴリー又は野生化もしくは野生動物におけるブルセラ感染の発生によって影響を受けることはない。」と規定(第6条-3)。
- 緬羊及び山羊のワクチン接種ブルセラ感染清浄国・地域のステータスについて「緬羊及び山羊のワクチン非接種ブルセラ感染症の清浄国又は地域が、そのステータスをワクチン非接種ブルセラ感染清浄国又は地域に変更したい場合には、その国又は地域のステータスは、ワクチン接種の中止後少なくとも3年間変更されないものとする。」の規定を追加(第6条-4)。

- 新たに「ラクダ科動物のブルセラ感染清浄国又は地域」の条件を規定。条件として「動物のブルセラ感染が届出対象疾病になっていること」「流産材料の診断施設への定期的な送付を含めて、ラクダ科動物のブルセラ感染の早期検出のための規制措置が実施されていること」「ラクダ科動物に対してワクチン接種が行われていないこと」「少なくとも過去3年間、ラクダ科動物でブルセラ感染の症例が報告されていないこと」「導入されたラクダ科動物並びにその遺伝学的材料が、第8.X.13条及び第8.X.15条から第8.X.17条の勧告を遵守していること」及び「すべての群の定期的及び断続的な検査が、少なくとも過去3年間実施され、その検査が、当該国又は地域のラクダ科動物の少なくとも99.9%を代表する群の少なくとも99.8%でブルセラ感染が存在しないことを立証していること」を規定（第7条-1）。
- ラクダ科動物のブルセラ感染清浄国・地域のステータスを維持するための条件として、定期検査の条件を除くブルセラ清浄国・地域のステータス取得条件を満たすことのほか、「ラクダ科動物の定期的及び断続的な検査に基づくサーベイランスプログラムが、第1.4章に従い、ブルセラ感染を検出するために実施されていること」「サーベイランスプログラムが、連続する2年間、ブルセラ感染を検出しない場合には、サーベイランスを第1.4章に従い維持してもかまわないこと」を規定（第7条-2）。
- ラクダ科動物のブルセラ感染清浄国・地域のステータスについて「ブルセラ感染のラクダ科動物への伝播を予防する有効な措置が実施されている場合には、ラクダ科動物のブルセラ感染清浄国・地域のステータスは、他の動物カテゴリー又は野生化もしくは野生動物におけるブルセラ感染の発生によって影響を受けることはない。」と規定（第7条-3）。
- 新たに「シカ科動物のブルセラ感染清浄国又は地域」の条件を規定。条件として「動物のブルセラ感染が届出対象疾病になっていること」「流産材料の診断施設への定期的な送付を含めて、シカ科動物のブルセラ感染の早期検出のための規制措置が実施されていること」「シカ科動物に対してワクチン接種が行われていないこと」「少なくとも過去3年間、シカ科動物でブルセラ感染の症例が報告されていないこと」「導入されたシカ科動物並びにその遺伝学的材料が、第8.X.13条及び第8.X.15条から第8.X.17条の勧告を遵守していること」及び「すべての群の定期的及び断続的な検査が、少なくとも過去3年間実施され、その検査が、当該国又は地域のシカ科動物の少なくとも99.9%を代表する群の少なくとも99.8%でブルセラ感染が存在しないことを立証していること」を規定（第8条-1）。
- シカ科動物のブルセラ感染清浄国・地域のステータスを維持するための条件として、定期検査の条件を除くブルセラ清浄国・地域のステータス取得条件を満たすことのほか、「シカ科動物の定期的及び断続的な検査に基づくサーベイランスプログラムが、第1.4章に従い、ブルセラ感染を検出するために実施されていること」「サーベイランスプログラムが、連続す

る2年間、ブルセラ感染を検出しない場合には、サーベイランスを第1.4章に従い維持してもかまわないこと」を規定(第8条-2)。

- シカ科動物のブルセラ感染清浄国・地域のステータスについて「ブルセラ感染のシカ科動物への伝播を予防する有効な措置が実施されている場合には、シカ科動物のブルセラ感染清浄国・地域のステータスは、他の動物カテゴリー又は野生化もしくは野生動物におけるブルセラ感染の発生によって影響を受けることはない。」と規定(第8条-3)。
- ウシ科動物、緬羊及び山羊、ラクダ科動物又はシカ科動物のワクチン非接種ブルセラ清浄群の条件のうち、ブルセラ感染症の症例があつてはならない期間を「過去9カ月」から「過去12カ月」に修正(第9条-1)。
- ウシ科動物、緬羊及び山羊、ラクダ科動物又はシカ科動物のワクチン非接種ブルセラ清浄群の条件に「少なくとも過去12カ月間、同一の疫学単位の他の感受性動物にブルセラ感染の証拠がない又は他の感受性動物からのブルセラ感染の伝播を予防するための措置が実施されていること」を追加(第9条-1)。
- ウシ科動物、緬羊及び山羊、ラクダ科動物又はシカ科動物のワクチン非接種ブルセラ清浄群の条件のうち、検査の対象動物を「すべての動物」から「去勢雄を除く、すべての性的に成熟した動物」に修正(第9条-1)。
- ウシ科動物、緬羊及び山羊、ラクダ科動物又はシカ科動物のワクチン非接種ブルセラ清浄群のステータスを維持するための条件として、検査の条件を除くワクチン非接種ブルセラ清浄群のステータス取得条件を満たすことを追加(第9条-2)。
- ウシ科動物、緬羊及び山羊、ラクダ科動物又はシカ科動物のワクチン非接種ブルセラ清浄群のステータスを維持するための条件の中の「過去30日間に出産した雌」を「分娩後の雌」に修正(第9条-2)。
- ウシ科動物、緬羊及び山羊、ラクダ科動物又はシカ科動物のワクチン非接種ブルセラ清浄群のステータスを維持するための条件から「同一施設で飼育されているその他の疫学関連動物種に感染の証拠がない又は同一施設で飼育されている他種からのブルセラ感染の伝播を防止する措置が実施されていること。」を削除(第9条-2)。
- ウシ科動物、緬羊及び山羊のブルセラ清浄群の条件のうち、ブルセラ感染症の症例があつてはならない期間を「過去9カ月」から「過去12カ月」に修正(第10条-1)。
- ウシ科動物、緬羊及び山羊のブルセラ清浄群の条件に「少なくとも過去12カ月間、同一の疫学単位の他の感受性動物にブルセラ感染の証拠がない又は他の感受性動物からのブルセラ感染の伝播を予防するための措置が実施されていること」を追加(第10条-1)。
- ウシ科動物、緬羊及び山羊のブルセラ清浄群の条件のうち、検査の対象動物を「すべての動物」から「去勢雄を除く、す

すべての性的に成熟した動物」に修正（第 9 条-1）。

- ウシ科動物、緬羊及び山羊のブルセラ清浄群のステータスを維持するための条件として、検査の条件を除くブルセラ清浄群のステータス取得条件を満たすことを追加（第 10 条-2）。
- ウシ科動物、緬羊及び山羊のブルセラ清浄群のステータスを維持するための条件の中の「過去 30 日間に出産した雌」を「分娩後の雌」に修正（第 10 条-2）。
- ウシ科動物、緬羊及び山羊のブルセラ清浄群のステータスを維持するための条件から「同一施設で飼育されているその他の疫学関連動物種に感染の証拠がない又は同一施設で飼育されている他種からのブルセラ感染の伝播を防止する措置が実施されていること。」を削除（第 10 条-2）。
- 新たに「豚のブルセラ清浄群」の条件を規定。条件として「動物のブルセラ感染が届出対象疾病になっていること」「豚がワクチン接種されていないこと」「少なくとも過去 3 年間、ブルセラ感染の症例が検出されていないこと」「ブルセラ感染と矛盾しない臨床症状（流産又は睾丸炎）を呈する動物が、必要な診断検査を受けていること」及び「少なくとも過去 12 カ月間、同一の疫学単位の他の感受性動物にブルセラ感染の証拠がない又は他の感受性動物からのブルセラ感染の伝播を予防するための措置が実施されていること」を規定（第 11 条-1）。
- 豚のブルセラ清浄群のステータスを維持するための条件として、ブルセラ清浄群のステータス取得条件を満たしているほか、導入される動物が、「ブルセラ清浄群由来」又は「第 1.4 章の規定に従い選択された、統計学的に有効な繁殖豚の検体が、積載前 30 日以内に所定の検査を受けて、ブルセラ感染がないことを立証している群に由来」又は「積載前 30 日以内に所定の検査を受けて、陰性の結果」であることを規定（第 11 条-2）。
- 国又は地域のブルセラ清浄ステータスの回復の条件に「当該群のブルセラ感染確認後 60 日以内に、感染源の可能性及び感染の分布を同定することを目的とする疫学調査が実施され、ブルセラ感染が、群の 0.2%未満であることが示されていること。」を追加（第 12 条-2）。
- 国又は地域のブルセラ清浄ステータスの回復の条件として、疫学調査で同定された群について「淘汰が実施されること」「淘汰が実施されない場合には、去勢雄を除く性的に成熟したすべての動物が、2 ヶ月以上の間隔を空けて 3 回、6 か月以後に 4 回目、1 年後に最終の 5 回目の検査を受けて、陰性であること」「と場直行以外の目的で動物を移動しないこと」を規定（第 12 条-3）。
- 国又は地域のブルセラ清浄ステータスの回復の条件として「洗浄及び消毒の手順が、と畜プロセスの最後及び新しい動物

の導入前に適用されていること」を追加（第 12 条-3）。

- 繁殖又は肥育用のウシ科動物、緬羊及び山羊、ラクダ科動物又はシカ科動物の輸入条件のうち、当該動物が由来する群の検査対象を「すべての性的に成熟した動物」と規定し、検査時期を「積載前 30 日間」から「積載前 30 日以内」に修正（第 13 条-2）。
- 繁殖又は肥育用のウシ科動物、緬羊及び山羊、ラクダ科動物又はシカ科動物の輸入条件のうち、当該動物が由来する群の検査対象に含む必要のない動物として「豚」「12 か月齢前の若齢ウシ科動物」「6 か月齢前の若齢緬羊及び山羊」「性的成熟前の若齢ラクダ科動物及びシカ科動物」を規定していたが、この規定を削除（第 13 条-2）。
- 繁殖又は肥育用のウシ科動物、緬羊及び山羊、ラクダ科動物又はシカ科動物の輸入条件のうち、当該動物が由来する群のブルセラの報告がない期間について「積載前 9 カ月」から「積載前 12 カ月」に修正（第 13 条-2）。
- 繁殖又は肥育用のウシ科動物、緬羊及び山羊、ラクダ科動物又はシカ科動物の輸入条件の中の「過去 30 日間に出産した雌」を「分娩後の雌」に修正（第 13 条-2）。
- 新たに「繁殖用又は肥育用の豚」の輸入条件を規定。条件として「積載当日にブルセラ感染の臨床症状を呈していないこと」及び「『ブルセラ清浄群に由来』又は『第 1.4 章の規定に従い選定された、統計学的に有効な繁殖豚の検体が、積載前 30 日以内に規定された検査を受け、ブルセラ感染がないことを立証している群に由来』又は「積載前 30 日以内にブルセラ感染の所定の検査を受け、陰性の結果であること」を規定（第 14 条-2）。
- と畜用の動物の輸入条件のうち、所定の検査を受けて陰性である場合に輸入が認められる対象を「性的に成熟したウシ科動物、緬羊及び山羊、ラクダ科動物又はシカ科動物」と規定（第 15 条-3）。
- 捕縛ヤブノウサギの輸入条件を削除（第 10 条）。
- 精液の輸入条件のうち、供与動物について「ブルセラ感染がない人工授精センターで飼育」の条件を「人工授精センターで飼育」に修正（第 16 条-2）。
- 精液の輸入条件として「当該精液は、第 4.5.3 条から第 4.5.5 条及び第 4.6.5 条から第 4.6.7 条の規定を遵守して、採取、処理及び保管されていること」を追加（第 16 条-2）。
- 安全物品に該当しない生鮮肉及び肉製品の輸入条件に、当該肉が由来する動物が「ブルセラ清浄国又は地域に由来すること」又は「ブルセラ感染の撲滅プログラムから排除されていないこと」を追加し、「ブルセラ感染の所定の検査で陽性ではないこと」を削除（第 18 条-2）。

第 X.X 章 流行性出血病ウイルス感染症（新規章）

- 羊毛及び毛の輸入条件のうち「ブルセラ感染動物に由来しないこと」を「ブルセラ感染の撲滅プログラムから排除された動物に由来しないこと」の修正（第 20 条-1）。
- 新たに「ウシ科動物、緬羊及び山羊並びに豚のケーシング内のブルセラ不活化法」を規定。不活化法を「20℃以上の温度での乾燥塩（NaCl）又は飽和塩水（AW<0.80）による少なくとも 30 日間の塩漬」と規定（第 21 条）。
- 流行性出血病の定義について「シカ科動物及び牛の感染症」から「シカ科動物及びウシ科動物の感染症」に修正（第 1 条）。
- 疾病の影響について「国によっては、疾病の発生が牛産業に大きな経済的損失を引き起こしているところがある。」と記述（第 1 条）。
- 流行性出血病ウイルス感染症の発生の定義を「流行性出血熱ウイルスが、シカ科動物若しくはウシ科動物又はそれに由来する生産物から分離され、それとして同定された。」「流行性出血熱ウイルス特異的ウイルス抗原又はウイルスリボ核酸（RNA）が、流行性出血熱と矛盾しない臨床症状を呈する若しくは流行性出血熱の発生と関連する又は流行性出血熱との関連若しくは接触の疑いがもたれるシカ科動物若しくはウシ科動物から採材した検体から同定された。」又は「ワクチン接種によるものではない抗流行性出血熱ウイルス抗体が、流行性出血熱の確定した若しくは疑わしい発生と疫学的に関連する又は最近の流行性出血熱ウイルス感染と矛盾しない臨床症状を呈するシカ科動物又はウシ科動物から同定された。」と規定（第 1 条）。
- 国際貿易に関連して「定義された症例とベクターに感染をうつすおそれのある動物とは区別する。」と規定（第 1 条）。
- 清浄国・地域の条件として「歴史的清浄性」を追加（第 3 条）。
- 血清抗体陽性の動物の輸入を理由に清浄国・地域のステータスは失わないこととされているが、その前提条件として「その動物が第 X.X.6 条に従い輸入されること」を追加（第 3 条）。
- 季節性清浄地域の条件を削除（第 4 条）。
- 季節性清浄地域からの牛及びシカ科動物の輸入条件を削除（第 7 条）。
- 季節性清浄地域からの牛及びシカ科動物の精液の輸入条件を削除（第 10 条）。
- 季節性清浄地域からの牛及びシカ科動物の受精卵及び卵子の輸入条件を削除（第 13 条）。
- ベクター防護施設の承認は「獣医当局」が行うことを明記（第 15 条）。